

放課後等デイサービス 人員・設備基準の概要

<放課後等デイサービス>

人員基準	児童指導員、保育士 または 2年以上★ 障害福祉サービス に従事したもの	<ul style="list-style-type: none"> ●1人以上は常勤 ●合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上（最低定員10名） <ul style="list-style-type: none"> ①障害児の数が10人まで 2人以上 ②10人を超えるもの 2人に障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ●児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数は、児童指導員または保育士でなければならない ●機能訓練担当職員の数を含めることができる
	児童発達支援管理 責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は他の職務との兼務可）
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ●定員10人以上 ●指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること ●放課後等デイサービスを実施する場合、指導訓練室は児童1人当たり4㎡以上 ●その他、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること 	

★業務に従事した期間が2年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であること。

※ 主として重症心身障害児を通わせる場合の人員の基準については、別に定められており、次の①から⑤につき各々1人以上配置することとされている。

- ① 嘱託医
- ② 看護師
- ③ 児童指導員または保育士
- ④ 機能訓練担当職員
- ⑤ 児童発達支援管理責任者
- ⑥ 管理者